

議案第52号

守口市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案

守口市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和元年9月12日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

守口市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年守口市条例第27号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>第1条から第11条まで 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員 <u>(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)</u></p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>第13条 略</p> <p>(退職手当)</p> <p>第14条 略</p>	<p>第1条から第11条まで 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>第13条 略</p> <p>(退職手当)</p> <p>第14条 略</p>

2 略

(1) 略

(2) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職(同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。)をした者

(3) 略

3 から 5 まで 略

以下 略

2 略

(1) 略

(2) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職をした者

(3) 略

3 から 5 まで 略

以下 略

附 則

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。